

# 当麻田小学校PTA規約

(名称)

第1条 この会は当麻田小学校PTAという。

(目的)

第2条 この会は家庭と学校および社会での子どもの健全な成長をはかることを目的とする。具体的な次の3点を活動の基本とする。

- ・一人一人の児童の生き生きとした生活を考える。
- ・先生と保護者の交流を大切にする。
- ・会員相互の研修を深める。

(運営方針)

第3条 この会の運営方針を次の通りとする。

- (1) 教育を本旨とする自主的、民主的な団体としてこれを運営する。
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
- (3) 前条の目的を達成するため、必要な団体や機関と協力する。
- (4) 学校の人事や管理に干渉しない。

(会員)

第4条 この会の会員は本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者、及び本校の教職員とする。

(本部役員)

第5条 この会に次の本部役員をおく。

会 長 1名 (保護者)  
副会長 3名 (保護者2 副校長1)  
書 記 4名 (保護者3 教職員1)  
会 計 2名 (保護者2)

ただし、状況に応じて増員することができる。  
人数の確定は運営委員会で決定する。

(本部役員の任務)

第6条 本部役員の任務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その任を代行する。
- (3) 書記は、この会の活動ならびに議事を記録し、庶務を行う。
- (4) 会計は、この会の会計事務を処理し、財産の管理を行う。

(会計監査)

第7条 この会に会計監査委員2名をおく。会計監査委員は年度の会計を監査し、総会に報告する。

(顧問)

第8条 学校長をこの会の顧問とする。

(委員会)

- 第9条 この会に次の委員会をおく。
- 学年委員会 (目的…児童の生活の充実をはかる活動)
  - 広報委員会 (目的…広報活動を行い、会員の理解を高める活動)
  - 地区委員会 (目的…地域の児童の環境と安全を高める活動)

(委員の選出)

- 第10条 (1) 各学年より学年委員2名、広報委員2名を選出する。  
(2) 地区委員は、登校班2～6班程度から1名選出する。

(正副委員長・代表者の選出)

- 第11条 正副委員長は、次により、委員会において互選で決定する。
- 学年委員会…委員長1名 副委員長1名
  - 広報委員会…委員長1名 副委員長1名
  - 地区委員会…委員長1名 副委員長1名

(任期)

- 第12条 本部役員・会計監査委員・各委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(役員を選出)

- 第13条 本部役員・会計監査委員は、推薦係で推薦し、総会で承認を受けなければならない。

(推薦係)

- 第14条 (1) 推薦係を次の通り構成する。
- 本部役員より2名
  - 委員会より6名(学年委員会2 広報委員会2 地区委員会2)
  - 教職員より1名
- (2) 推薦係は、会員の意向をくみ、次の候補者を推薦する。
- 会長 副会長 書記 会計 会計監査委員

(会議)

- 第15条 この会に次の会議を設ける。
- 総会 本部役員会 運営委員会 全体委員会 委員会

(総会)

- 第16条 (1) 総会はこの会の最高議決機関として、全会員をもって構成し、会長が招集する。  
(2) 定期総会は年1回とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めたときに開催する。  
(3) 総会は委任状を含む2分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席会員数の過半数の賛成を必要とする。  
(4) 総会の議決は、定期総会、臨時総会共に、招集による議決、または書面(議決権行使書・書面表決書)による議決(電磁的記録を含む)によるものとする。  
(5) 議案内容は書面またはオンラインツールを用いて会員に開示するものとする。  
(6) 総会の議長は、議決権を持つ出席者の中から選出する。  
(7) 総会において、次の事項を決定する。
- ・事業報告 会計決算承認に関する件
  - ・規約の改廃に関する件
  - ・役員 会計監査委員承認に関する件
  - ・事業計画 予算承認に関する件
  - ・その他の重要事項

(本部役員会)

第17条 本部役員会は会務の処理、執行を行うため、会長が招集する。

(運営委員会)

第18条 (1) 運営委員会は、本部役員と各委員会の正副委員長・代表者をもって構成し、会長が招集し、対面・書面またはWEB会議システムでの開催とする。  
(2) 運営委員会の議決は、招集による議決、または書面（議決権行使書・書面表決書）による議決（電磁的記録を含む）によるものとする。  
(3) 運営委員会の検討事項は、次の通りとする。  
・予算構成に関すること  
・各委員会によって立案されたものの審議  
・総会に提出される書類の作成  
・必要によって特別委員会を設けること  
・その他会員により委任された事務の処理  
・本部役員に欠損を生じた場合の補充

(全体委員会)

第19条 全体委員会は、本部役員および各委員会委員をもって構成し、運営委員が必要と認めたと  
き、会長が招集する。

(委員会)

第20条 各委員会は、それぞれ各委員をもって構成し、目的に応じた活動計画・予算を立案し、運  
営するため、会長の承認を得て、委員長が招集する。

(経費)

第21条 この会の経費は、会費、寄付金、およびその他の収入をもってあてる。

(会費)

第22条 この会の会費は、月額、250円とする。

(会計年度)

第23条 (1) この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。  
(2) 決算報告は、会計監査委員による監査報告を添えて、総会に報告し、承認を得なけれ  
ばならない。

(会計 旅費 表彰 慶弔 その他)

第24条 会計 旅費 表彰 慶弔 その他は、別に定める細則による。

(個人情報の取り扱い)

第25条 本会が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定するとともに、  
特定された目的達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

- (1) 本会の取り扱う個人情報をあらかじめ本人の同意を得ずに、第三者へ提供しません。  
ただし、法令に基づく場合、個人の生命、身体または財産保護のために必要のある  
場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。
- (2) 本会は、本会が取り扱う個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人の安  
全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

(規約の改廃)

第26条 この規約の改廃は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

## 付記

- 1 この会の規約は、昭和62年9月1日より実施する。
- 2 昭和63年5月14日 一部改正
- 3 平成8年5月18日 一部改正
- 4 平成11年5月15日 一部改正
- 5 平成15年5月6日 一部改正
- 6 平成16年4月29日 一部改正
- 7 平成17年5月7日 一部改正
- 8 平成18年4月29日 一部改正
- 9 平成19年4月28日 一部改正
- 10 平成27年4月25日 一部改正
- 11 平成29年4月22日 一部改正
- 12 令和2年7月2日 一部改正
- 13 令和3年4月30日 一部改正
- 14 令和5年4月7日 一部改正
- 15 令和6年4月19日 一部改正
- 16 令和7年4月24日 一部改正
- 17 令和8年4月24日 一部改正